

令和7年度 第1回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和8年1月27日（火）

場所：ピュアリティまきび

2階 ルビー

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

目 次

◎協議・報告	(頁)
○県における医療的ケア児支援のための取組（概要）	… 1
○医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況について	… 6
○医療的ケア児に関する調査の報告について	… 8
○医療的ケア児支援センターの運営状況について	… 21
○学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について	… 25
○地域における医療的ケア児支援の状況について	… 27
参考資料	
・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領	… 29
・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿	… 31
・令和6年度第1回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要 （要旨）	… 32

別冊(令和8年度重点事業調書)

1 障害福祉課の取組

- (1) 重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業（一部委託実施）【平成26年度～】
地域バランスのとれた短期入所の環境整備・充実を総合的に促進し、医療的ケア児等（重症心身障害児者等を含む）とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。

① 短期入所サービス拡大促進事業

市町村と協働し、短期入所サービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を促進（対象は岡山市を除く）

② 短期入所事業所施設開設等支援事業

重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備の経費の一部を補助し、短期入所事業所の緊急時の受け入れ対応の機能強化

③ サービス職員研修等事業（委託実施）

重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を実施

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（委託実施）【平成29年度～】

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成

⑤ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【平成29年度～】

喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性向上を促進

⑥ 医療的ケア児等支援者の資質向上事業（委託実施）

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の連携や、医療的ケア児支援センターとの連携強化のため、フォローアップ研修を実施

2 医療推進課の取組

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業（社会福祉法人への委託事業）【平成 25 年度～】

医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

① 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の検討

医療的ケア児の現状把握（対象者のニーズ、利用可能な資源等）及び在宅療養に必要な情報提供の仕組みづくり 等

② 地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討

小児科医と連携し、小児在宅医療を考える講演会
小児科をもつ医療機関に対し福祉サービスの研修会

③ 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携

短期入所事業所連絡会 等

④ 地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進

ヘルパーステーション研修会
児童発達支援センター・生活介護事業所との連携会議・研修会

⑤ 患者・家族の個別支援

専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援

⑥ 患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減

NICU・長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会
学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会
ピアカウンセリング 等

(2) 小児訪問看護拡充事業（訪問看護ステーション連絡協議会への委託）【平成 30 年度～】

小児訪問看護に関する基礎的知識・技術を学ぶ研修会や相談会を開催し、多様なニーズを持つ医療的ケア児に対応できる看護職員の育成を行い、小児を受け入れる訪問看護事業所の増加を目指し、小児から高齢者までの包括的かつ継続的な在宅療養支援体制の整備をすることを目的としている。

① 小児訪問看護研修会

小児の成長発達、特徴的な疾患、子どもが学ぶ意味、親子・家族関係、看護技術、社会保障制度等に係る研修会

② 小児訪問看護実習、成果報告会

医療機関や訪問看護ステーション、特別支援学校における現地実習
参加者同士の学びの共有のための成果報告会

③ 情報交換会・相談会

地域包括ケアにおける医療的ケア児を含む小児および家族の支援
医療的ケア児の対応をしている保健・医療・福祉・介護・教育等関係者間の交流 等

3 健康推進課の取組

(1) 在宅療養者に対する歯科医療推進事業

- ・ 医療的ケア児への歯科医療に関するセミナーの開催（年1回）
医療的ケア児の口腔の特徴や歯科医療の介入方法などに関するセミナーを実施

4 子ども未来課の取組

(1) 保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備

・ 医療的ケア児保育支援事業

保育所・認定こども園等において、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、医療的ケアを行うために必要な研修を受講した保育士や看護師等の保育所等への配置、巡回による看護師配置、医療的ケア児受け入れに必要なとなる備品の購入など、医療的ケア児の受入れ体制整備に対する助成を実施

・ 保育環境改善等事業（障害児受入促進事業）

既存の保育所・認定こども園等において、障害児や医療的ケア児の受入れに必要な改修等に対する助成を実施

(2) 放課後児童クラブでの受入れ環境の整備

・ 放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）

放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護職員の配置やたん吸引等研修受講のための代替職員の配置など、医療的ケア児の受入れに必要な体制整備に対する助成を実施

6 特別支援教育課の取組

■ 医療的ケア充実事業

特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

(1) 医療的ケアに係る運営協議会（年1回）

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議（例年1月下旬から2月上旬）

(2) 医療的ケア新規担当教員研修（基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回）

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施

(3) 医療的ケア指導医派遣事業

急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため指導医を派遣し、問題点の整理や手技の指導等を実施

さらに、市町村教育委員会等からの要請により、医療的ケア児が在籍する市町村や学校等に対して指導医を派遣し、実施体制整備の方法等について支援を実施

(4) 医療的ケアに関する看護師研修

特別支援学校における医療的ケア先進県から講師を招聘したり、訪問看護ステーション等と連携し、専門性の高い看護師を校内研修に招聘したりするなど、県立特別支援学校に配置する看護師に対する研修機会を提供

- ・看護師全体研修会（年2回）
- ・看護師校内研修会（年6回程度）

7 総務学事課の取組

(1) 私立幼稚園での受入れ環境の整備

・私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業

私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）における特別支援教育の充実を図るため、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う医療的ケア看護職員や介護福祉士等の配置に必要な経費の助成を実施

医ケア児支援法に定める支援策等と本県の取組

法に定める支援策等		県の取組
第9条	保育を行う体制の拡充等	(5) ①②、(6) ①
第10条	教育を行う体制の拡充等	(1) ⑦、(7) ①②③④⑤、(9) ①
第11条	日常生活における支援	(1) ①②⑦、(2) ⑤、(4)
第12条	相談体制の整備	(2) ⑤
第13条	情報の共有の促進	(1) ⑥、(2) ③⑥、(7) ①④、(8)
第14条	医療的ケア児支援センター等 1 医療的ケア児及びその家族、関係者に対し、専門的相談に応じ、情報の提供、その他の支援を行う。 2 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体等に対し、情報の提供及び研修を行う。 3 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体との連携調整を行う。	(2) ⑤ (1) ③④⑤⑧、(2) ③④⑥、(7) ②⑤ (1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①
第19条	広報啓発	(2) ⑥
第20条	人材の確保	(1) ③④⑤⑧、(2) ④、(3) ①、(7) ②③⑤
第21条	研究開発等の推進	(2) ①②

医療的ケア児支援センター業務に関する県の取組（令和3年8月31日厚生労働省事務連絡）

1	医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①④
	①関係機関等への連絡・調整	(2) ⑤
	②医療的ケア児等からの相談・援助	(2) ⑥
	③広報誌等を活用した支援センター設置の広報	(2) ①②
	④管内の医療的ケア児に係る社会資源（施策）等の情報収集	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①④
	⑤関係機関等との顔合わせ等	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①④
2	関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修（法第14条第1項第2号）	(2) ①②、(7) ①
	・医療的ケア児に関する情報の把握	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①④、(8)
	・関係機関相互での情報共有	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①④
	・医療的ケア児等の協議の場における情報の把握	(1) ⑥、(2) ③④⑥
	・国が開催する会議への参加	(1) ⑤
	・医療的ケア児等支援者養成研修	(1) ④
	・医療的ケア児等コーディネーター養成研修	(1) ⑤
	・喀痰吸引等研修	(1) ③⑧、(2) ④、(7) ②③⑤
	・その他各種研修	(2) ⑤
3	関係機関等との連絡調整（法第14条第1項第3号）	(1) ⑥、(2) ③④⑥、(7) ①④
	・個々のケースに係る連絡調整	(2) ①②
	・地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整	(2) ⑤
	・医療的ケア児の数の数や施策の内容の把握	(2) ⑤
4	地域のコーディネーターが行う相談・助言等との関係	(1) ④
	・医療的ケア児等からの様々な相談についての一元的窓口	
	・市町村における医療的ケア児等コーディネーター配置	

（予算：千円）

◎令和7年度	岡山県における医療的ケア児支援のための取組	61,344
(1)	重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業【障害福祉課・医療安全課】	28,814
①	短期入所サービス拡大促進事業（市町村実施の補助事業）	
②	短期入所事業所施設開設等支援事業（障害福祉課が実施）	
③	医療的ケア児等短期入所サービス職員研修等事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
④	医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業（学校法人旭川荘に委託）	
⑤	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業（障害福祉課が実施）	
⑥	岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会（障害福祉課が実施）	
⑦	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（医療安全課が委託実施）	
⑧	医療的ケア児等支援者の資質向上事業（社会福祉法人旭川荘に委託）	
(2)	小児等在宅医療連携拠点事業【医療推進課】（社会福祉法人旭川荘に委託）	7,855
①	小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定	
②	地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用	
③	地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携	
④	地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進、研修会	
⑤	患者・家族の個別支援（専門のコーディネーターの配置）	
⑥	患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減、情報交換等	
(3)	小児訪問看護拡充事業【医療推進課】（訪問看護ステーション連絡協議会に委託）	913
①	小児訪問看護研修会、②情報交換会・相談会、③小児訪問看護実習	
(4)	在宅療養者に対する歯科医療推進事業【健康推進課】	2,318
(5)	保育所・認定こども園等での受入れ環境の整備【子ども未来課】	19,300
①	医療的ケア児保育支援事業（市町村実施で補助金事業） （研修を受講した保育士や看護師等の配置等）※政令・中核を除く	
②	保育環境改善等事業（障害児受入促進事業）（市町村実施で補助金事業） （障害児や医療的ケア児受入のための改修）※政令・中核を除く	
(6)	放課後児童クラブでの受入れ環境の整備【子ども未来課】	(メニューの一部)
①	放課後児童健全育成事業（市町村実施で交付金事業） （障害児受入強化推進事業：医療的ケア児受入れの場合）	
(7)	医療的ケア充実事業【特別支援教育課】（特別支援教育課が実施）	1,769
①	医療的ケアに係る運営協議会	
②	医療的ケア新担当職員研修	
③	医療的ケア指導医派遣事業	
④	医療的ケア対象行為拡充検討委員会	
⑤	医療的ケアに関する看護師研修	
(8)	障害者就業・生活支援センター【障害福祉課・労働雇用政策課】	(事業の一部)
*	岡山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	
*	倉敷障がい者就業・生活支援センター（社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団）	
*	津山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人津山社会福祉事業会）	
*	たかはし障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人旭川荘）	
(9)	私立幼稚園での受入れ環境の整備【総務学事課】	375
①	私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業 （医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置）	(補正で対応)

県内の医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置状況一覧表

令和7年5月末現在

市町村名	協議の場の名称	事務局担当 部局	設置年度 (予定含む)	実施方法 (例:新規単独、既存の〇〇会議を活用等)	対象エリア
岡山市	岡山市医療的ケア児支援連絡会議	③障害福祉部門	R1済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育)の連絡会議	岡山市
	岡山市障害者自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議	③障害福祉部門	R1済	自立支援協議会等外部関係機関と庁内関係課の協議の場	岡山市
倉敷市	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
津山市	津山市医療的ケア児支援推進会議	③障害福祉部門	H30済	津山市医療的ケア児支援推進会議を活用	津山市
	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 久米南町 鏡野町 美咲町
玉野市	玉野市障害者総合支援協議会子ども部会	⑤教育部門	H31(R1)済	玉野市総合支援協議会子ども部会を活用	玉野市
笠岡市	笠岡市地域ケア会議	③障害福祉部門	R3済	笠岡市地域ケア会議	笠岡市
	医療的ケア児支援チーム	③障害福祉部門	R5済	庁内関係課(保健・医療・福祉・保育・教育・災害)の連絡会議	
井原市	井原市地域自立支援協議会重心(医ケア)児者部会	③障害福祉部門	R3済	井原市地域自立支援協議会を活用	井原市
総社市	医療的ケア児支援体制等連絡会	⑥その他	H30済(現連絡会はR5から)	総社市地域自立支援協議会を活用	総社市
高梁市	高梁市自立支援協議会	③障害福祉部門	R3済	高梁市自立支援協議会を活用	高梁市
新見市	新見市医療的ケア児等支援推進会議	③障害福祉部門	R5済	新規単独	新見市
備前市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
瀬戸内市	瀬戸内市地域自立支援協議会こども部会	③障害福祉部門	H30済	瀬戸内市地域自立支援協議会を活用	瀬戸内市
赤磐市	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
真庭市	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	真庭市 新庄村
美作市	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
浅口市	浅口市障害者自立支援協議会	③障害福祉部門	R4済	浅口市障害者自立支援協議会を活用	浅口市
和気町	備前市・赤磐市・和気町障害福祉担当者会議	③障害福祉部門	R2済	備前市・赤磐市・和気町の行政担当者会議を活用	備前市 赤磐市 和気町
早島町	倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会	③障害福祉部門	R2済	「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と倉敷地域自立支援協議会との連携	倉敷市 早島町
里庄町	(未定)		(未定)	(未定)	里庄町
矢掛町	矢掛町障害者自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	矢掛町障害者自立支援協議会を活用	矢掛町
新庄村	真庭地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R2済	真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会を活用	新庄村 真庭市
鏡野町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
勝央町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
奈義町	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
西粟倉村	勝英地域自立支援協議会	③障害福祉部門	R5済	勝英地域自立支援協議会ぐんぐん育てよう部会(こども部会)を活用	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
久米南町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町
美咲町	津山地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援ネットワーク会議	⑥その他	H30済	津山地域自立支援協議会を活用	津山市 鏡野町 久米南町 美咲町
吉備中央町	吉備中央町障害者等自立支援協議会 教育保育部会	③障害福祉部門	H31(R1)済	吉備中央町障害者等自立支援協議会を活用	吉備中央町

※26市町村(19の場)で設置済。(15市9町2村)

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数と市町村での配置(活用)状況

各市町村における配置(活用)状況

(単位:人)

市町村名	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計	令和7年5月 末時点 各市町村 における 配置等状況 (人数)	配置 (活用) の形態 ①②③	備 考
岡山市	15	13	11	8	12	7	16	16	98	4	②	
倉敷市	13	15	15	9	8	6	9	14	89	20	②	
津山市	2	2	5	1	2	1	2	4	19	1	①	
玉野市	2	1	3	0	1	2	0	0	9	6	③	
笠岡市	0	1	3	1	1	0	0	3	9	1	①	
井原市	1	0	0	1	0	2	0	1	5	1	②	
総社市	2	4	4	2	4	5	3	2	26	0		
高梁市	0	3	4	0	3	1	0	2	13	0		
新見市	0	1	2	0	1	1	0	0	5	1	①	
備前市	0	1	1	0	1	2	1	1	7	0		
瀬戸内市	2	3	4	2	0	0	0	0	11	1	②	
赤磐市	0	0	0	1	2	0	3	0	6	0		
真庭市	2	2	0	0	0	1	1	1	7	0		
美作市	1	2	1	0	0	0	0	0	4	0		
浅口市	0	0	0	1	0	2	0	1	4	1	②	
和気町	1	0	0	0	2	0	0	0	3	0		
早島町	1	0	1	1	0	2	1	2	8	1	②	
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
矢掛町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
鏡野町	2	1	0	0	0	1	0	1	5	1	①	
勝央町	0	0	2	0	2	0	0	0	4	3		
奈義町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	①	
西粟倉村	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	②	
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		相談支援事業所なし
美咲町	0	2	0	0	0	0	1	0	3	1	①	
吉備中央町	1	1	1	0	0	0	0	1	4	0		
県外	1	5	2	0	0	0	0	1	9			
計	47	59	59	27	39	33	37	50	351	44		

※配置等：相談支援事業所への委託配置を含む。

配置(活用)の形態

- ①自治体職員を配置(直営)
- ②一般相談(委託)
- ③その他(備考欄に詳細を記入してください)

取扱い注意

※会議内資料として配布

会議外でご利用の際は、岡山県子ども・福祉部 障害福祉課又は岡山県医療的ケア児支援センターへご相談ください。

医療的ケア児に関する調査 報告書

令和7年9月

岡山県子ども・福祉部 障害福祉課

医療推進課

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児に関する調査について（概要）

1 調査の目的

医療の進歩を背景として、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という）が増加していると考えられている。平成30年度から県内における医療的ケア児の現状を把握し、今後必要とされる支援について検討する資料とするために、調査を行っている。

2 調査の対象

県内病院（158施設）及び県内在宅療養支援診療所（294施設：R7年6月9日時点）
隣県（兵庫県、鳥取県、広島県）7病院

3 調査の方法

- ・調査票を郵送配布（郵送回収）
- ・23項目の在宅療養指導管理料（※）を令和7年4月と令和7年5月に算定している満20歳未満の児
- ・回答数 全体 83.2%
（県内病院 86.7%、在宅療養支援診療所 81.6%、県外病院 71.4%）

（※）在宅療養指導管理料

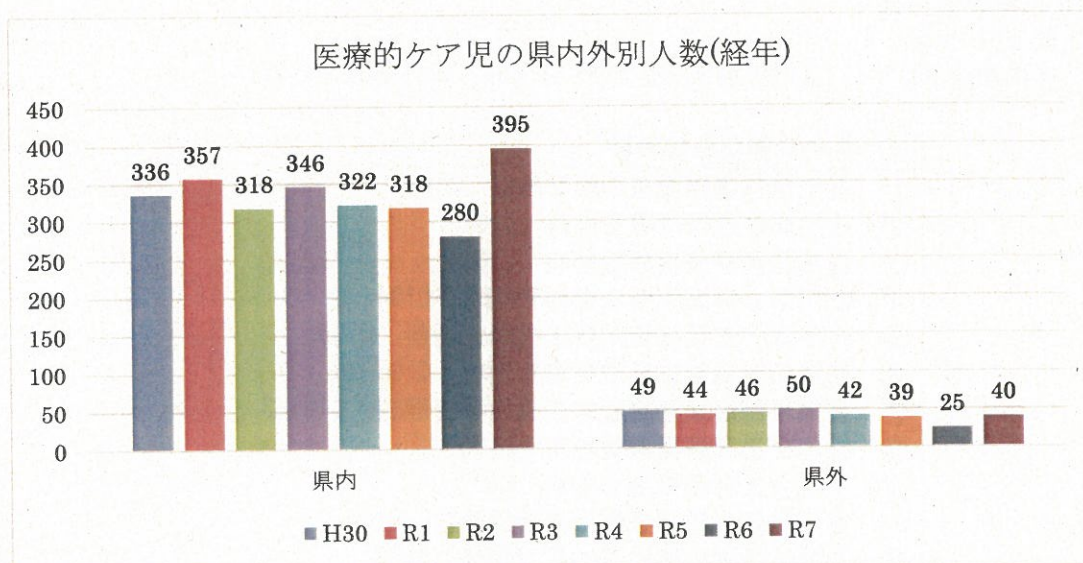
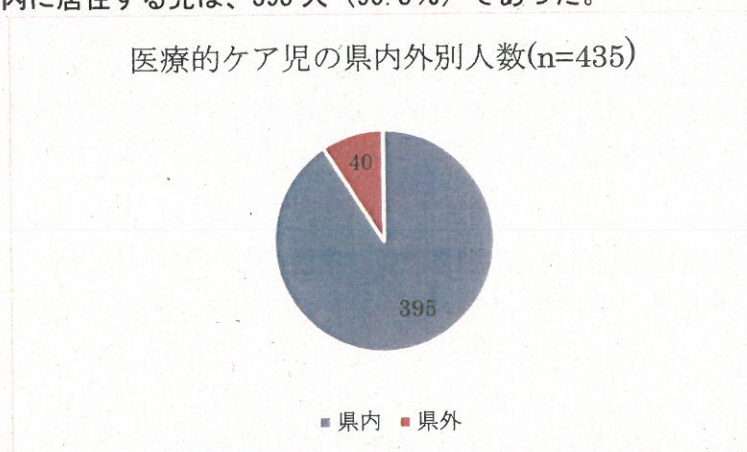
- | | | |
|---|-------------------------|--------|
| ① | 在宅自己腹膜灌流指導管理料 | C102 |
| ② | 在宅血液透析指導管理料 | C102-2 |
| ③ | 在宅酸素療法指導管理料 | C103 |
| ④ | 在宅中心静脈栄養法指導管理料 | C104 |
| ⑤ | 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 | C105 |
| ⑥ | 在宅小児経管栄養法指導管理料 | C105-2 |
| ⑦ | 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 | C105-3 |
| ⑧ | 在宅自己導尿指導管理料 | C106 |
| ⑨ | 在宅人工呼吸指導管理料 | C107 |
| ⑩ | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 | C107-2 |
| ⑪ | 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料 | C108 |
| ⑫ | 在宅寝たきり患者処置指導管理料 | C109 |
| ⑬ | 在宅自己疼痛管理指導管理料 | C110 |
| ⑭ | 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 | C110-2 |
| ⑮ | 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 | C110-3 |
| ⑯ | 在宅仙骨神経刺激法指導管理料 | C110-4 |
| ⑰ | 在宅肺高血圧症患者指導管理料 | C111 |
| ⑱ | 在宅気管切開患者指導管理料 | C112 |
| ⑲ | 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 | C114 |
| ⑳ | 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料 | C116 |
| ㉑ | 在宅経腸投薬指導管理料 | C117 |
| ㉒ | 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 | C118 |
| ㉓ | 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | |

4 調査の期間

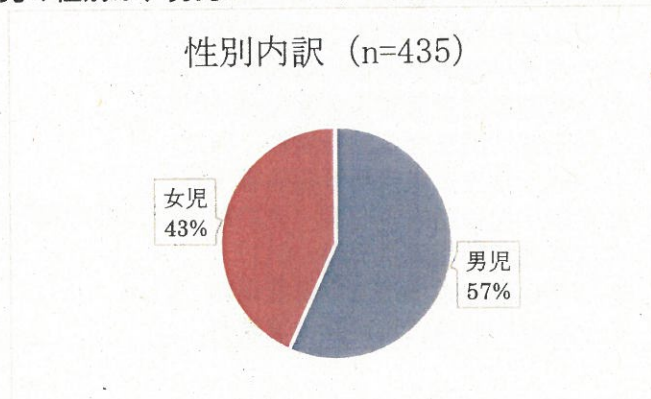
令和7年6月1日～7月1日

■ 1 医療的ケアが必要な児の状況

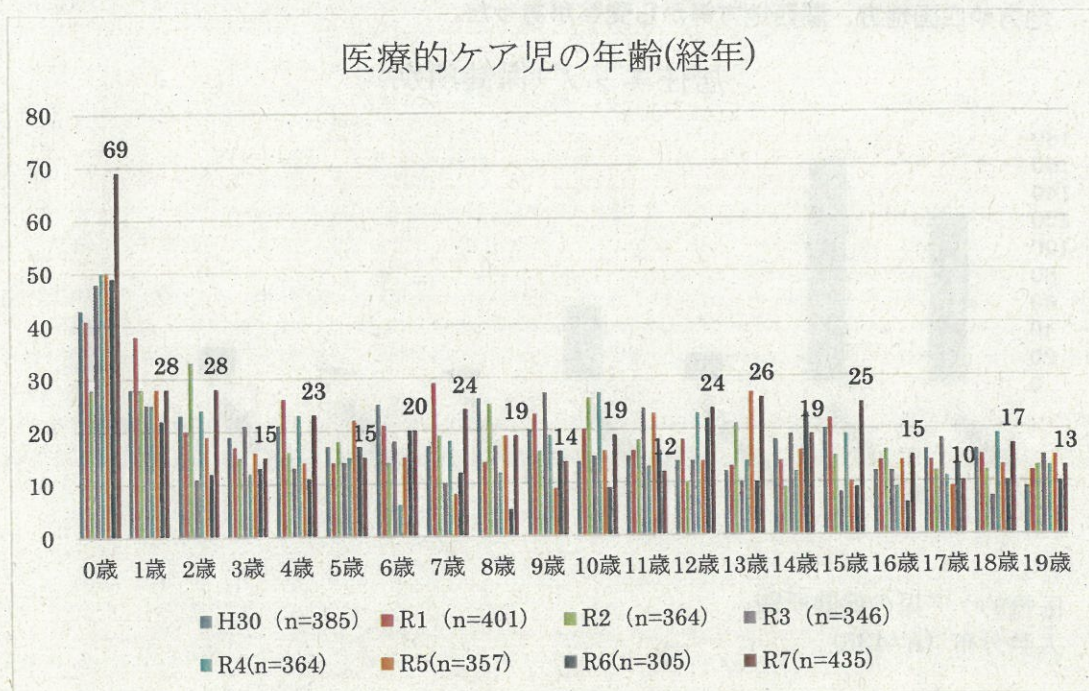
○ 県内外の医療機関を受診している医療的ケア児の人数は、435 人であった。そのうち、岡山県内に居住する児は、395 人（90.8%）であった。



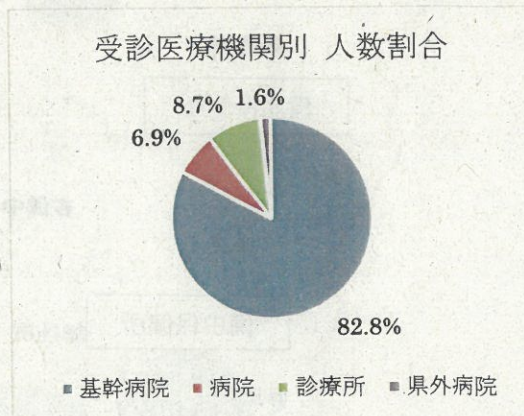
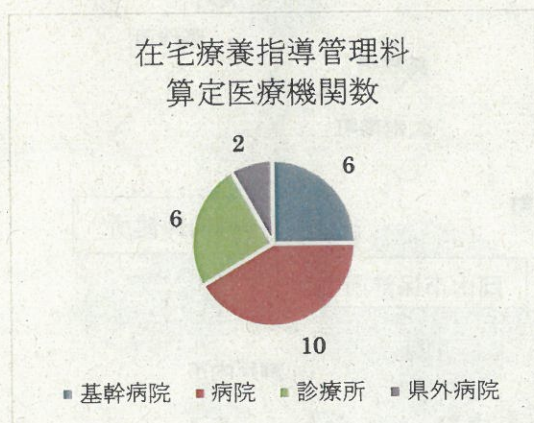
○ 医療的ケア児の性別は、男児が 247 人、女児が 188 人であった。



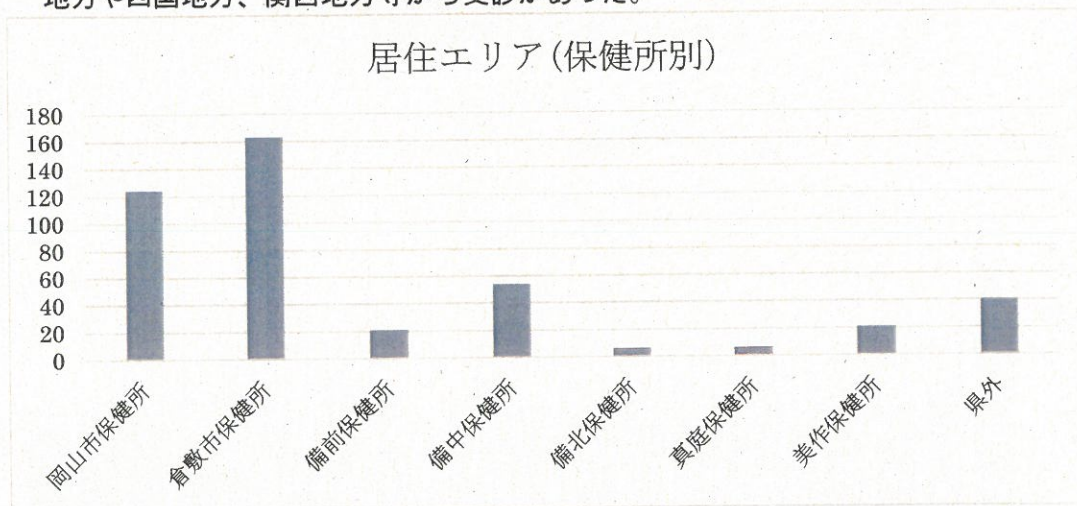
- 医療的ケア児の年齢は、0歳児が69人と一番多く、58.6%が10歳未満児であった。



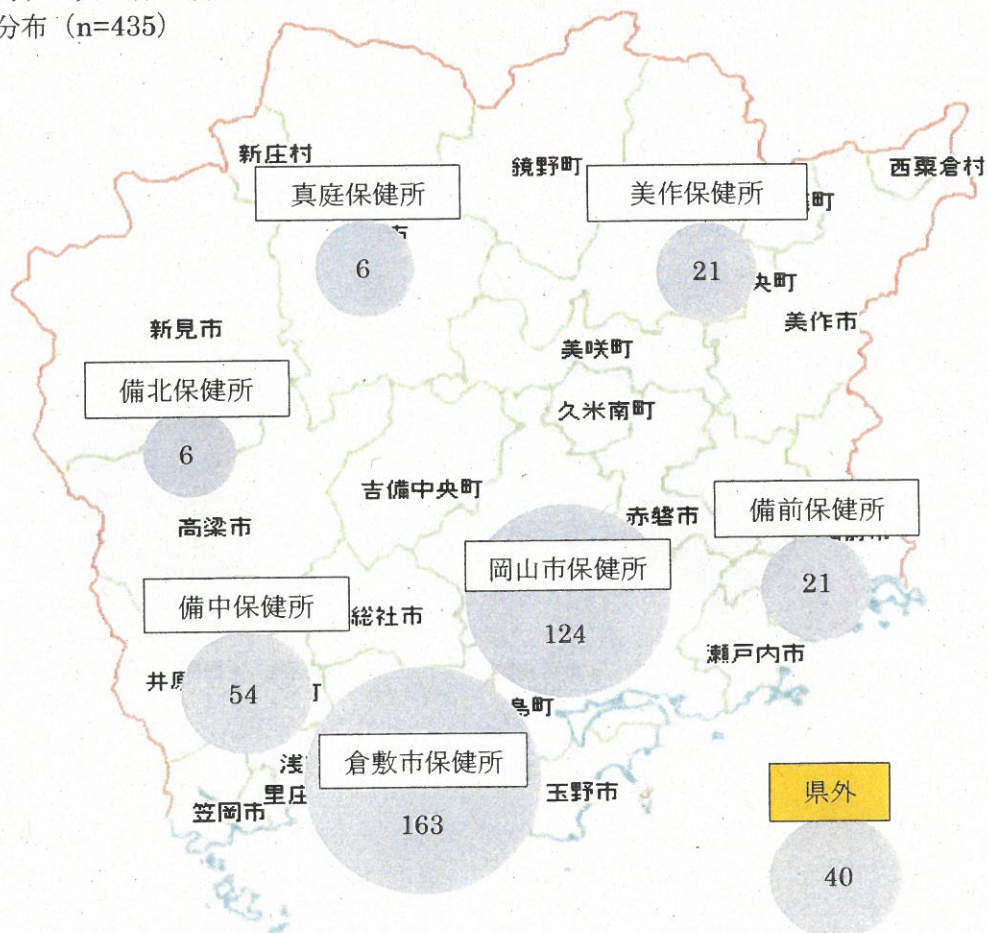
- 医療的ケア児が医療機関を受診し、在宅療養指導管理料を算定しているのは県内16病院390人(89.7%)、6診療所38人(8.7%)、県外2病院7人(1.6%)であった。



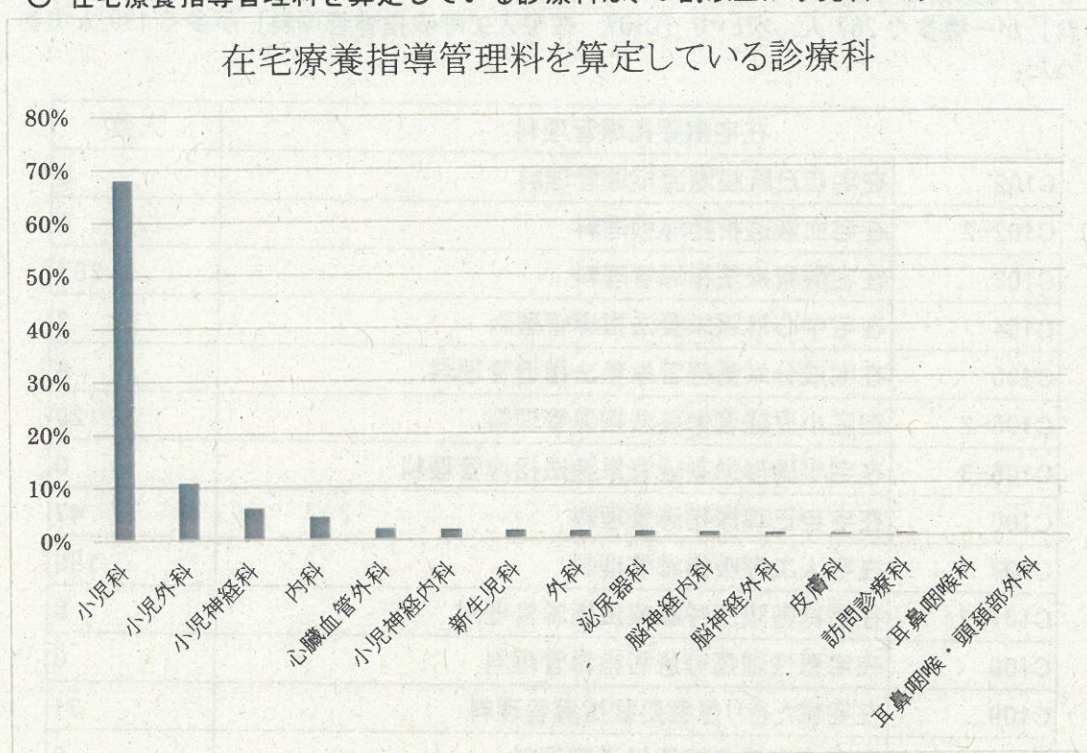
○ 医療的ケア児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、合わせると6割以上であった。県外から受診している児は、隣県の広島県が多く、中国地方や四国地方、関西地方等から受診があった。



医療的ケア児の保健所別
人数分布 (n=435)



○ 在宅療養指導管理料を算定している診療科は、6割以上が小児科であった。



○ 在宅療養指導管理料を算定し得る指導管理状況は、[C103 在宅酸素療法指導管理料] が一番多く 267 人、次いで [C107 在宅人工呼吸指導管理料] が多く 139 人であった。

在宅療養指導管理料		人数
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	3
C102-2	在宅血液透析指導管理料	0
C103	在宅酸素療法指導管理料	267
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	2
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	8
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	120
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	0
C106	在宅自己導尿指導管理料	47
C107	在宅人工呼吸指導管理料	139
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	8
C108	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	0
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	31
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	0
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	2
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	1
C110-4	在宅仙骨神経刺激法指導管理料	0
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	0
C112	在宅気管切開患者指導管理料	61
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	2
C116	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	0
C117	在宅経腸栄養投薬指導管理料	0
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	0
C119	在宅経肛門自己洗腸指導管理料	0

実際に算定した在宅医療指導管理料のみを回答した医療機関を含む。

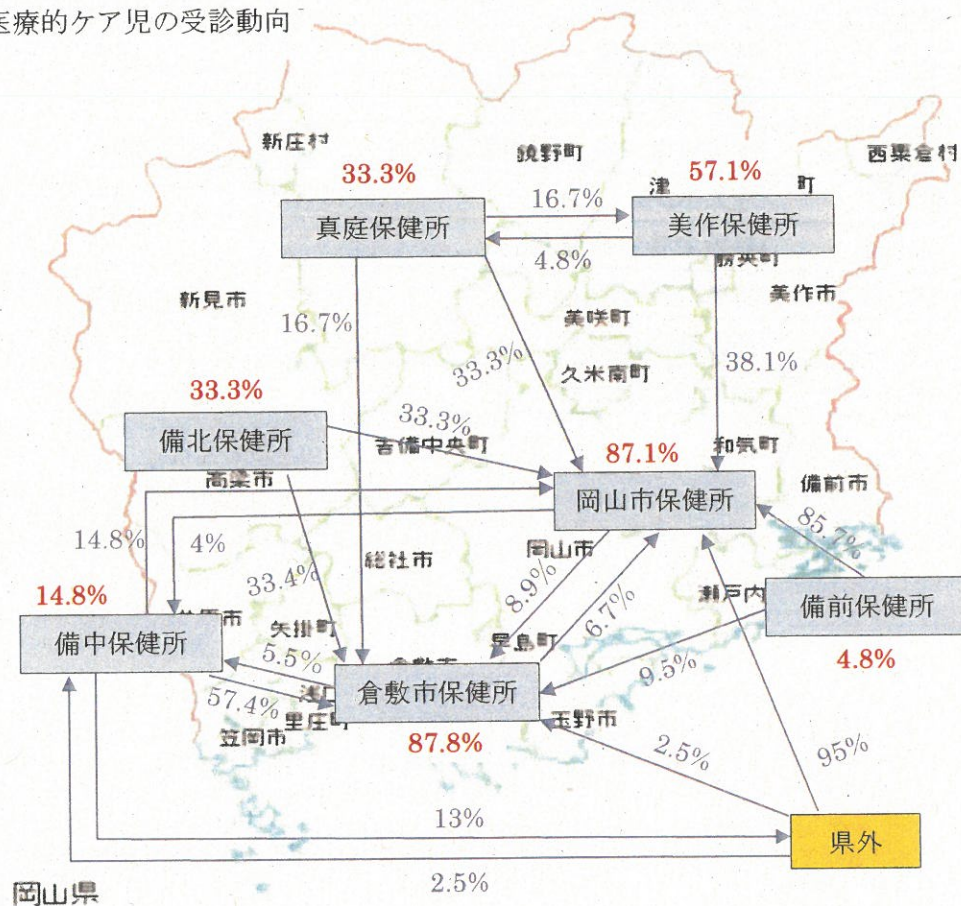
○ 在宅療養指導管理料に加算している内容は、[C158 酸素濃縮装置] が一番多く 281 人、次いで [C157 酸素ボンベ] が 240 人であった。

算定している加算		人数
C157	酸素ボンベ	240
C158	酸素濃縮装置	281
C159	液化酸素装置	10
C169	気管切開患者用人工鼻	71
C162	在宅経管栄養法用栄養管セット	151
C161	注入ポンプ	24
C160	静脈栄養法輸液セット	1
C163	特殊カテーテル	52
C153	注入器用注射針	5
C150	血糖自己測定器	2

○ 在宅療養指導管理料を算定している児は、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。

また、全医療的ケア児 435 人を 100% とすると、居住する保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定している児は、63.4% であり、9 割が岡山市保健所管内、倉敷保健所管内の医療機関で算定されていた。

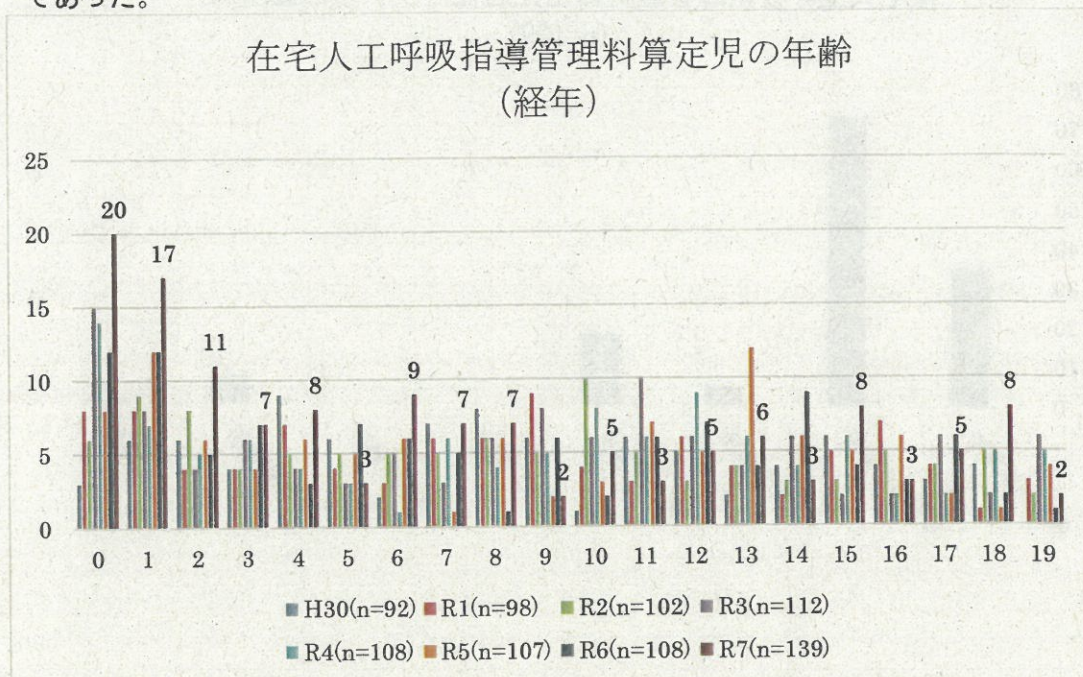
医療的ケア児の受診動向



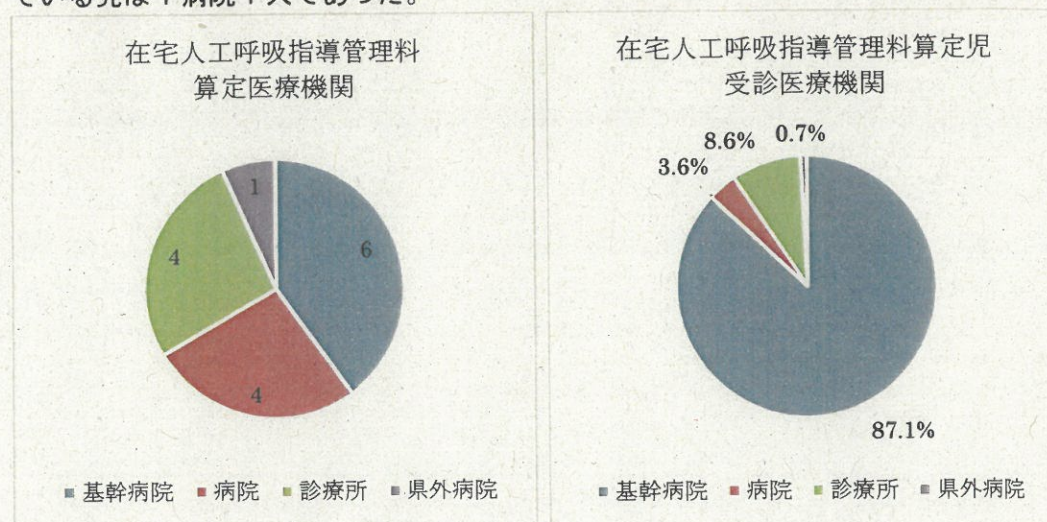
※各保健所管内に居住する児数全体を 100% とし、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

■ 2 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の状況

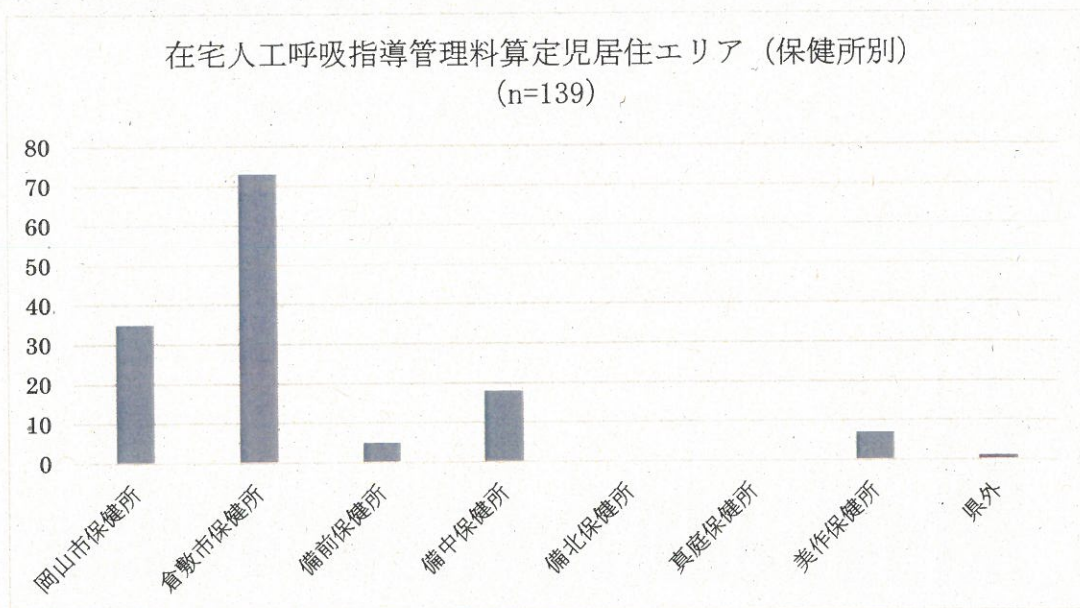
○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、139 人（32.0%）であり、そのうち県内に居住している児は 138 人であった。県内外 139 人中 10 歳未満の児は 65.5% であった。



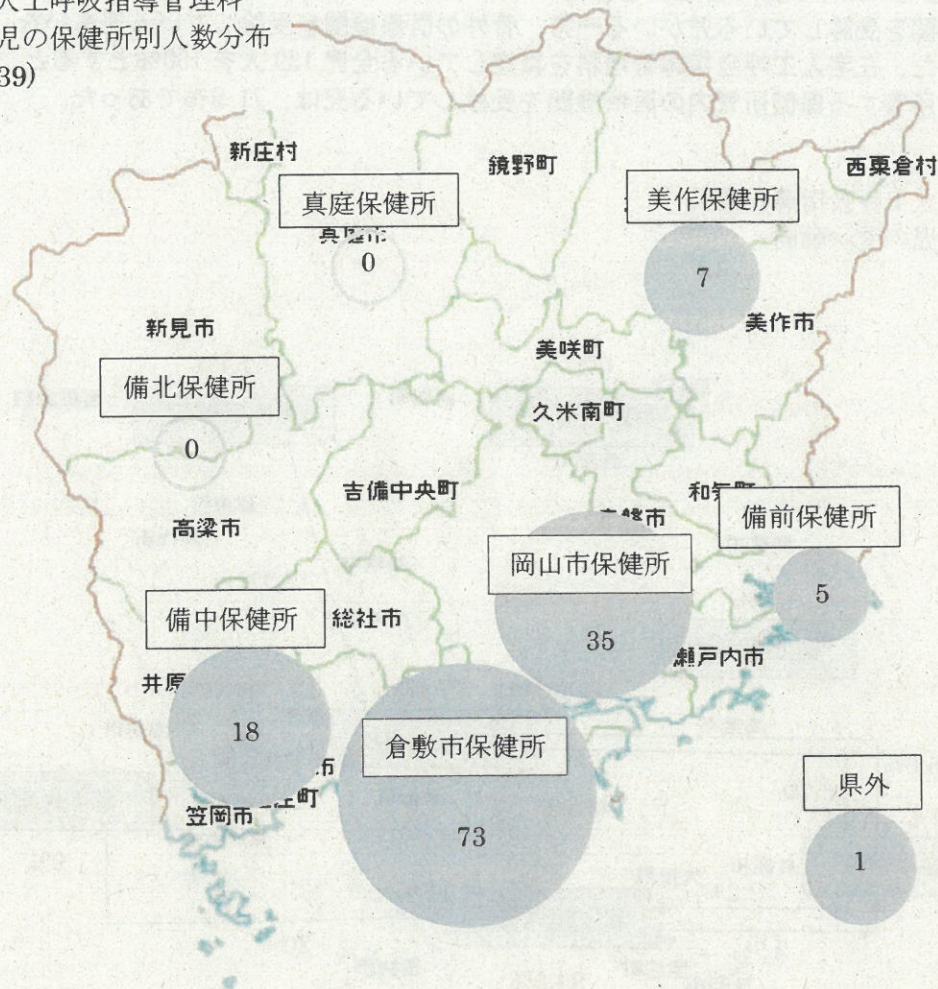
○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している県内外の医療機関は 10 病院 126 人（90.6%）、4 診療所 12 人（8.6%）であった。そのうち、県外の医療機関を受診している児は 1 病院 1 人であった。



○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児の居住地は、岡山市保健所管内と倉敷市保健所管内が多く、7割以上であった。

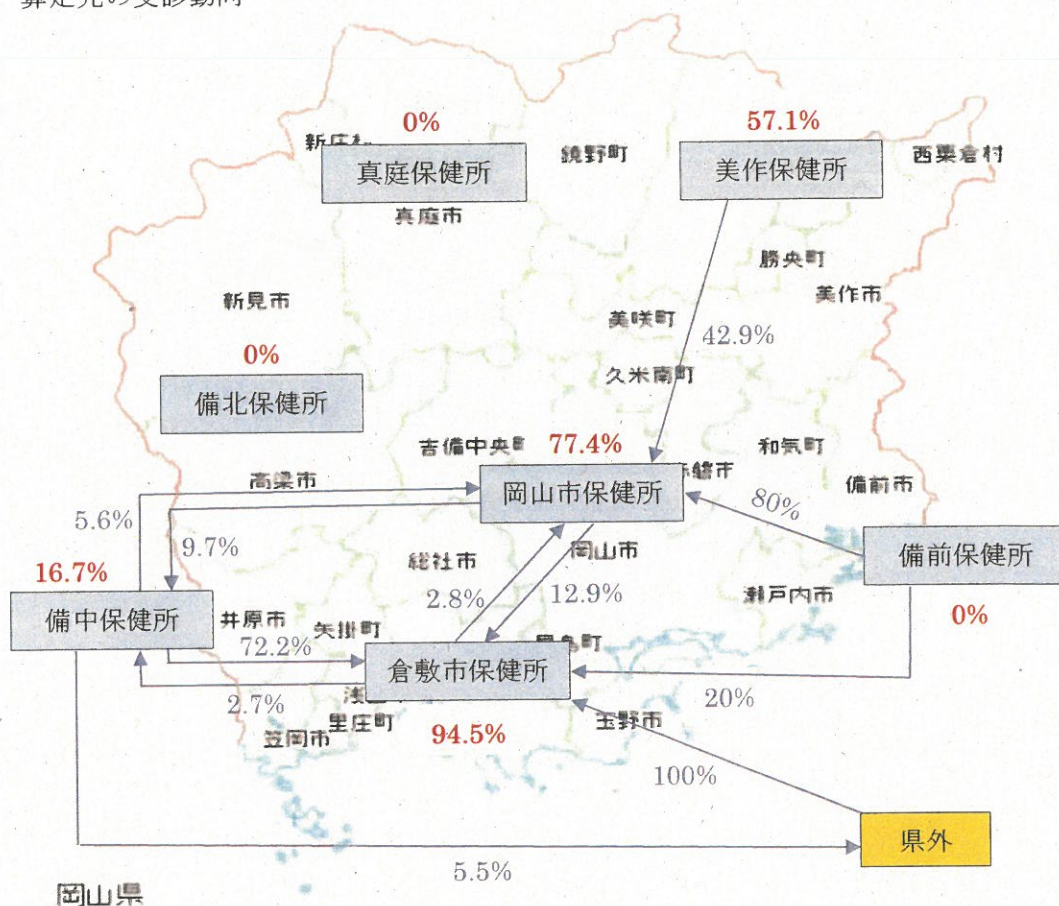


在宅人工呼吸指導管理料
算定児の保健所別人数分布
(n=139)



○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している児は、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児がいる一方、管外の医療機関を受診している児もいた。
 また、在宅人工呼吸指導管理料を算定している全児 139 人を 100% とすると、居住地を所管する保健所管内の医療機関を受診している児は、71.9% であった。

在宅人工呼吸指導管理料
 算定児の受診動向



※各保健所管内に居住する児数全体を 100% として、同保健所管内で医療機関を受診して在宅療養指導管理料を算定する児の割合を赤字、管外の医療機関を受診して算定する児の割合を青字で表記している。

岡山県医療的ケア児支援センターの運営状況について

【指 定】：令和4年4月1日 （福）旭川荘

保健師7名（内 相談支援専門員 7人）

：コーディネーター2名（保健師）：医療的ケア児者専門職員。

- ・電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、
- ・研修会の企画運営を行う。
- ・入院中からの退院支援のための訪問、相談支援をする。
- ・相談支援体制の整備を行う。

：他保健師5名：電話等による個別相談、必要な家庭に対する家庭訪問を実施する。また、関係機関との連絡会、研修会の企画運営に協力する。

【受付時間】 窓口及び専用サイトでの対応

月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝、年末年始を除く）

※専用サイトは24時間受付

【ご連絡先】 岡山県医療的ケア児支援センター

〒703-8555 岡山市北区祇園 866

TEL 086-275-4518 FAX 086-275-9323

【事業実績】・個別相談

- ・ホームページの更新・リーフレットの作成、配布
- ・医ケア実態調査
- ・医療的ケア児支援会議の開催
- ・医療的ケア児家族会の活動 R7. 7. 10（情報交換）・8. 3（ピアノリサイタル）
- ・玉野市障害者自立支援協議会 子供部会参加
- ・笠岡市「保育施設における医療的ケア児の受入れに関するガイドライン(案)」
- ・勝英地域自立支援協議会 医療的ケア児等の支援を考える会
- ・「これからの小児在宅歯科医療をみんなで考えよう in 岡山」
岡山障がい者歯科ネットワーク、「岡山県在宅療養者に対する歯科医療推進事業」に協力 R8. 1. 25
- ・岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会参加
- ・医療的ケア児コーディネーター、支援者研修会 R7. 11. 6・7・27・28
- ・医療的ケア児コーディネーターフォローアップ研修企画開催 R8. 1. 23
- ・市町村医療的ケア児コーディネーターの情報交換会 R8. 2. 20
- ・医療的ケア児等と家族の安心サポート事業（ケア実習）
- ・医療ケア手順集動画作成 R7. 12. 11～12 撮影

令和6年度 岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3月、分)

法人名 : (社福) 旭川荘

1 相談の形態

種 別	医ケア児	医ケア者
電話相談	159	178
来所相談	21	17
家庭訪問	31	25
メール相談	14	11
連絡調整	9	1
その他(同行・個別支援会議等)	35	98
計	269	330

2 相談支援・活動内容

		医ケア児	医ケア者
本人及び家族への支援	福祉利用	196	137
	障害理解	5	0
	健康医療	13	88
	不安解消	2	11
	保育教育	14	0
	家族人間	4	18
	家計経済	1	0
	生活技術	0	3
	就労支援	0	0
	社会参加	1	2
	権利擁護	0	0
	その他	17	7
関係機関との連絡調整		16	59
緊 急 時 の 支 援		0	5
その他		0	0
計		269	330

岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援・活動等状況

(報告対象月 令和 7 年 4 月 ～ 令和 7 年 12 月 分)

法人名 : (社福) 旭川荘

1 相談の形態

種 別	医ケア児	医ケア者
電話相談	145	63
来所相談	10	2
家庭訪問	23	11
メール相談	1	8
連絡調整	1	0
その他(同行・個別支援会議等)	34	33
計	214	117

2 相談支援・活動内容

		医ケア児	医ケア者
本人及び家族への支援	福祉利用	155	59
	障害理解	5	6
	健康医療	16	17
	不安解消	0	3
	保育教育	12	0
	家族人間	6	8
	家計経済	0	0
	生活技術	0	0
	就労支援	1	0
	社会参加	0	0
	権利擁護	0	0
	その他	5	2
関係機関との連絡調整		14	22
緊 急 時 の 支 援		0	0
その他		0	0
計		214	117

医療的ケア者 定義「小児期発症疾患による医療的ケア者」

- ・18歳以上65歳未満 **約4万人**と推計
- ・調査方法：全数把握が可能な3県のパイロット調査では「小児期発症疾患」の医療的ケア者が**463人**。この人数を基に医療的ケア者は**約2万人**と推計。
- ・「成人期発症疾患」による医療的ケア者のうち、経鼻的持続陽圧呼吸のみをしている者、酸素療法のみをしている者は、パイロット調査の結果、特別な支援が必要な医療的ケア者とは考えにくい。診療報酬データをもとにこの者を除くと、**約2万人**と推計。

R6年度 厚生労働科学特別研究
埼玉医科大学総合医療センター

保育所等における医療的ケア児の状況について

保育所・認定こども園

保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）

※岡山市は県費補助なし

■令和6年度実績

- ＜岡山市＞5施設、受入6人（酸素吸入、経管栄養、薬剤投与、
インスリンポンプ、インスリン注射、導尿）
- ＜津山市＞1施設、受入1人（胃ろう、喀痰吸引）
- ＜備前市＞1施設、受入1人（インスリンポンプ）
- ＜真庭市＞1施設、受入1人（喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理）

【参 考】

- ＜赤磐市＞1施設、受入1人（胃ろう）
- ＜早島町＞1施設、受入1人（喀痰吸引、酸素吸入、ネブライザー管理、浣腸）

■令和7年度実績見込

- ＜岡山市＞6施設、受入7人（酸素吸入、喀痰吸引、経管栄養、薬剤投与、
インスリンポンプ、インスリン注射、導尿）
- ＜津山市＞1施設、受入1人（インスリン注射、血糖値管理）
- ＜真庭市＞1施設、受入1人（喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理）
- ＜早島町＞1施設、受入1人（喀痰吸引、酸素吸入、ネブライザー管理、浣腸）

放課後児童クラブ

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業））

■令和6年度実績

該当なし

■令和7年度実績見込

該当なし

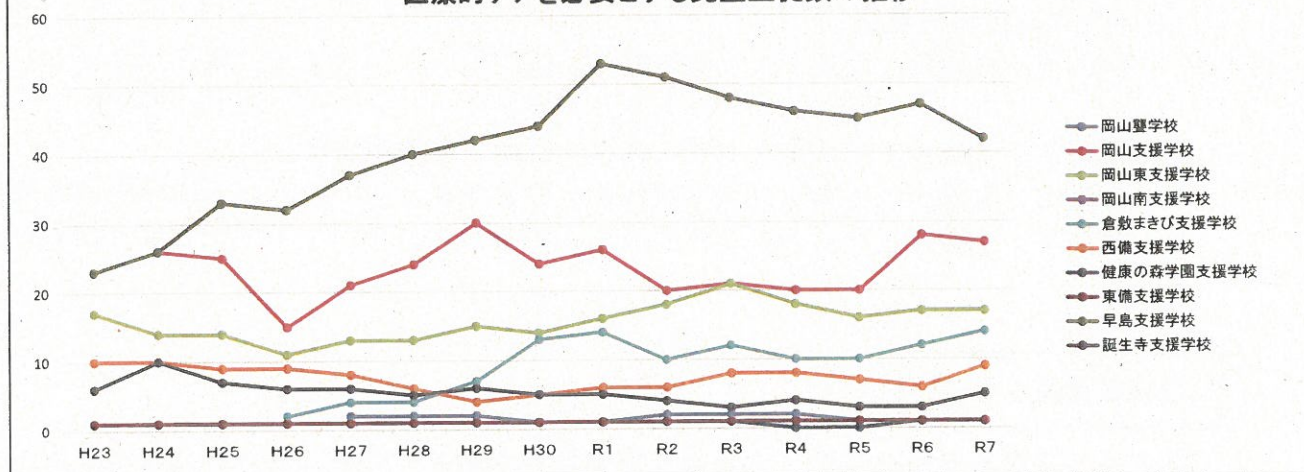
令和7年度県立特別支援学校において看護師等に医療的ケアを受けている児童生徒数(5月1日現在)

上段(対象児童生徒数)

下段(うち日常的に医ケアが必要な児童生徒数)

学 校 名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
岡 山 聖 学 校					2	2	2	1	1	2	2	2	1	1	1
					(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)
岡 山 支 援 学 校	23	26	25	15	21	24	30	24	26	20	21	20	20	28	27
	(15)	(17)	(16)	(12)	(17)	(19)	(24)	(20)	(22)	(19)	(20)	(19)	(19)	(25)	(26)
岡 山 東 支 援 学 校	17	14	14	11	13	13	15	14	16	18	21	18	16	17	17
	(16)	(13)	(14)	(11)	(12)	(13)	(15)	(14)	(15)	(18)	(19)	(17)	(16)	(17)	(17)
岡 山 南 支 援 学 校													1	1	1
													(1)	(1)	(1)
倉敷まきび支援学校				2	4	4	7	13	14	10	12	10	10	12	14
				(2)	(3)	(4)	(6)	(9)	(12)	(9)	(11)	(10)	(9)	(12)	(14)
西 備 支 援 学 校	10	10	9	9	8	6	4	5	6	6	8	7	7	6	9
	(9)	(8)	(7)	(8)	(5)	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)	(5)	(4)	(3)	(3)	(5)
健康の森学園支援学校							1	1	1	1	1	0	0	1	1
							(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)
東 備 支 援 学 校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
早 島 支 援 学 校	23	26	33	32	37	40	42	44	53	51	48	46	45	47	42
	(23)	(26)	(33)	(32)	(36)	(40)	(41)	(42)	(51)	(49)	(46)	(44)	(43)	(45)	(41)
誕生寺支援学校	6	10	7	6	6	5	6	5	5	4	3	4	3	3	5
	(4)	(6)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(3)	(4)	(4)	(3)	(3)	(2)	(2)	(4)
対 象 人 数	80	87	89	76	92	95	108	108	123	113	117	108	104	117	118
	(67)	(70)	(73)	(68)	(78)	(85)	(97)	(94)	(111)	(107)	(108)	(100)	(95)	(108)	(111)
教 員 医 ケ ア 対 象 人 数	50	52	54	42	33	44	52	57	58	60	54	47	46	64	66

医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移



岡山市の医療的ケア児等支援状況について

R7.12 月
岡山市障害福祉課

1 岡山市内医療的ケア児の概況

医療的ケア児人数：78 人（R7.11 月末時点）

※把握方法：児童発達支援、放課後等デイサービス利用者のうち医ケア、重心の決定がある児童数

2 協議の場の開催状況について

（1）岡山市医療的ケア児支援連絡会議

本庁内関係各課の連携や情報共有を目的とする課長会議。

（2）岡山市自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議

岡山市内関係機関の連携会議。本年度 2 回実施予定。（第 1 回 7/8 実施）

3 医療的ケア児等コーディネーター配置について

（1）要医療的ケア児支援体制加算 相談支援事業所 : 25 事業所

（2）医ケアコーディネーター研修修了 相談支援専門員 : 56 名

（3）岡山市障害者基幹相談支援センターに 4 名配置

4 医療的ケア児等の支援について

（1）医療的ケア児等総合支援事業を岡山市障害者基幹相談支援センターに委託。

※岡山市障害者基幹相談支援センター

（業務）自立支援協議会医療的ケア児支援WG開催、運営（協議の場）

障害福祉の司令塔として、医療的ケア児の専門的な福祉の相談支援

相談支援専門員・福祉サービス事業所への助言・指導、研修等の人材育成

医療的ケア児とその家族の支援、関係機関連携、コーディネート支援等

（2）医療的ケア児保育支援事業

【公立】R5 年 4 月～市立保育園・認定こども園・幼稚園における医療的ケア児受入開始。

〈対象者〉3 歳児クラス以上を基本

〈R7 年 11 月末時受入れ状況〉保育園 1 人、認定こども園 2 人、幼稚園 1 人

【私立】〈R7 年 11 月末時受入れ状況〉保育園 3 園 4 人

（3）一時預かり事業（令和 7 年度～実施）

R7.11 月末 3 施設 34 人利用

倉敷市の医療的ケア児等支援状況について

倉敷市障がい福祉課

●倉敷市内医療的ケア児の概況

医療的ケア児人数：65人（R7.5月末時点）

※把握方法：障がい福祉サービス利用状況より

（対象サービス：児発、放デイ、短期入所、日中一時支援）

●協議の場

倉敷地域医療的ケア児支援に関する協議の場

- ・第1回 「医療的ケア児の『障がい福祉サービス』の現状と課題（R7.6.25）
- ・第2回 「高等部卒業後の進路について」（R7.10.28）

参加機関：

南岡山医療センター（倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会）

倉敷市中心身障がい児者父母の会 訪問看護事業所 生活介護事業所

地域活動支援センターⅠ型 倉敷地域基幹相談支援センター

支援学校 倉敷市教育委員会 倉敷市保健所

倉敷市総合療育相談センターゆめばる 倉敷市障がい福祉課

※令和7年度「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」と共催にて研修会実施予定
令和8年2月28日（土）

●医療的ケア児等コーディネーターの配置

配置人数：24人

（倉敷地域基幹相談支援センター、地域生活支援事業Ⅰ型における研修修了者）

●レスパイトサービス拡大促進事業

令和6年度実績：18,000,000円

令和7年度予算：19,000,000円

●災害時の対応

- ・人工呼吸器など常時電源が必要な避難行動要支援者を対象に、災害時に電源を利用できる一時退避場所を開設

場所：倉敷中央病院附属予防医療プラザ、倉敷市立市民病院

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会
- (4) 強度行動障害支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(4) 強度行動障害支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員25人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会委員名簿
(任期：R6.6.1～R8.5.31)

	氏名	職名	職名	備考
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	院長	発達支援 医療機関
2	菅崎 仁美	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	会長	訪問看護
3	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	療育・医療セン ター
4	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	常務理事	歯科医師会
5	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長	相談支援
6	檜原 幸二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	常任理事	医師会 小児科部会
7	久本 晃司	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校)	校長	特別支援 学校
8	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	団体
9	村下 志保子	岡山県医療的ケア児支援センター	所長	医療的ケア児支 援センター
10	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	理事	団体
11	横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	小児科医会
12	吉利 宗久	岡山大学学術研究院教育学域	教授	学識経験者
13	鷺尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	教授	小児科学会
14	内山 透	岡山労働局職業安定部職業対策課	課長	行政
15	江草 大作	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	行政
16	藤原 紳一	岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室	室長	行政
17	安田 良一	岡山県総務部総務学事課	課長	行政
18	馬場 優	岡山県産業労働部労働雇用政策課	課長	行政
19	鷺田 陽介	岡山県保健医療部医療推進課	課長	行政
20	北村 幸治	岡山県保健医療部健康推進課	課長	行政
21	中尾 美江	岡山県保健医療部医薬安全課	課長	行政
22	福島 雄一	岡山県子ども・福祉部子ども未来課	課長	行政
23	田口 昌弘	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課	課長	行政
24	奥山 巧	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	課長	行政

令和6年度第1回 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 議事概要（要旨）

1 日 時 令和6年12月20日（金）

2 場 所 岡山県医師会館 4階401会議室

3 時 間 15:00～17:00

4 参加者 委員24名中22名出席、オブザーバーとして2市の担当者が出席

※委員欠席2名

5 協議・報告

（1）医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

（委員）各市町村における協議の場の設置では、残すところあと1町だけという状況だ。各市町村でどんな議論をしているのか、どんな課題が出てきているのか、などを集めていただければ、各市町村での課題が、重複しているのか、独自性があるのかというところが、見えてくるかと思う。

（委員）物価も上がっている。電気代やガソリン代の支援を、検討してほしい。特に医療的ケア児は通学バスが使えなかったり、電気を必要とする。

短期入所については、医療的ケア児には、看護師が付き切りになるので、補助金がないと十分に支援ができない。

（2）医療的ケア児支援センターの運営状況について

（委員）医療的ケア児の調査についてだが、私の周りでは、支援学校に在籍する医療的ケア児がどんどん増えている印象はなく、むしろ20歳以上の医療的ケアが必要な方の割合が増えている感じがある。防災の観点からも、20歳以上の医療的ケアを必要とする方の把握や避難について、考えていく必要性が高いのではないかと。

（委員）医療的ケア児の調査で、人工呼吸器管理料を算定している方が100人と結果が出て、例えば南海トラフが起きたときに、100人の方が電源を必要として、電源がある施設に押し寄せると考えていたら、おそらくその4倍か5倍の人数が来ることになるかもしれない、それを自治体が全く把握できていないんじゃないかというのが心配だ。

（委員）学校に通っている医療的ケア児の保護者が、行事の時に付き添いを求められることがあると聞いている。個人差はあるが、1人親の家庭もあるし、仕事をしている保護者が多い。仕事を休まないといけないので、生活の方に影響してくる。保護者が出て行かなくても、行事に参加できるような体制を作っていただきたい。

（委員）特別支援学校では、日中の校外学習などにおいては、ほとんど保護者の帯同を求めている状況だ。一方で、宿泊を伴う行事は、看護師帯同を支援する事業を実施しているところではあるが、看護師がなかなか見つからない点は、全国的にそうだと聞いている。我々も、どういった体制が効果的なのか、今、県内外の情報を把握している所だ。

（委員）なかなか予算の問題は解決しないので、県のほうにがんばっていただきたい。

（委員）医療的ケア手順書は完成した。これから、この手順書を英文にしようと思っている。結構、英訳がなくて困っている方がいる。これからも出てくると思うので、作っておきたいと思っている。

（委員）災害の時も必要かと思う。予算化は難しいと思うが、検討してほしい。

（3）学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

（委員）小学校に入るまでの医療的ケア児が100人ぐらいいる中で、全県で8人、保育所等で受

- 入しているということだが、これを増やしていくことについて、どう考えているのか。
- (委員) 医療的ケア児の絶対数が増えてきており、中には保育所に入りたくても入れない方が出てくる。その原因は、予算が無くて看護師を配置できないということがあるかと思う。子ども未来課の方にもそういった声が届いている。
- (委員) 訪問看護を活用するのが一番近道かと思う。引き続き、検討していただきたい。学校に看護師がいないということだが、医療的ケア児の自宅には訪問看護が必ず入っているので、その看護師に、教育現場や保育園の現場に関わっていただくことも含めて、前に進めていく時期なのではないか。
- (委員) 就学前の医療的ケア児について、保育園以外で、医療型児童発達支援等で受け入れている事業所があるのか。
- (委員) 児童発達支援・放課後等デイサービスで、医療的ケア児の受入をしているところもあるが、保護者の就労を支えようと思ったら、保育園でないと難しいようだ。

(4) その他

- (委員) 親が就労したくて、短期入所に申し込んだが預入ができなくて、困っているというのを聞いた。
- (委員) 短期入所の支給量がお住まいの市町村で違って、月15日間のところもあるし、医療的ケア児や重症心身障害児の方があまりいない地域の方だと、月30日の支給決定が出ているところもある。市町村によりまちまちで、一律ではない。
- なお、短期入所を希望する理由を、大体聞くようにしているが、最近はお母さんの仕事というのが多い。
- また、11月の医療的ケア児家族会での情報交換会で、防災についての情報交換をする中、それまでは電源確保ということで、バッテリーを追加で出してほしいという意見が多かったが、地域の中で電源確保できる、福祉避難所のような拠点が必要なのではという意見があった。
- (委員) 防災後に福祉避難所が作られるが、真備の時には福祉避難所が作られなかったという事例があるので、実際に作られるかどうか怪しい。そして、医療的ケア児は、避難の準備を始めてから避難を開始するまでにかかなり時間がかかるし、ある一定の状況を超えると、もう避難できなくなる。もし今、ここで大規模な水害などが起こったら、起こる前に避難指示が出ていても、逃げなくて、その場で亡くなる方が出てしまうのではないかと思う。そういうところの建てつけを全体で考えていくことが大切だと思う。
- (委員) 今、研究会で話をしているが、どこかで訓練をして、情報の共有がスムーズにいくのかどうかということも、やってみないとわからないと言っている。そういう、自治体を集めた災害訓練の開催を考えてほしい。
- (委員) 今日、「知って欲しいぼくらのこと～医療的ケア児の避難時支援ガイド～」というリーフレットをお配りした。防災は、支援者の方にいかに医療的ケア児のことを理解していただくか、が大切だ。個別避難計画では、最初は近くの避難所が指定されるので、そちらに避難した際には、こういった資料で周りの方に知っていただきたいと思う。
- (委員) 医療的ケア児支援センターのことだが、相談件数が増えている。我々、相談支援専門員は、障害福祉サービスの面からサポートしていきたいが、この広い岡山県内に医療的ケア児支援センターが1ヶ所しかなくて、相談がどんどん増えていくというのはちょっと心配で、そこばかりに集中しないように考えていかないといけないのではないか。
- (委員) 者の数の把握についてだが、重症心身障害者の調査は可能だが、療育手帳を持たない、知的障害のない医療的ケア児（者）の追跡が困難だ。

令和8年度

重点事業調書

- 1 医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業・・・1

岡山県

医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業

現状・課題・必要性

- ・医療的ケア児等支援法(令和3(2021)年9月施行)に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4(2022)年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を行っている。
- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)を抱える家族の負担は大きく、慢性的な睡眠不足や自身の外出困難、通園・通学の困難さなど、精神的・身体的・経済的負担が大きい。
- ・在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児支援センターによる相談支援や支援者養成を進めるとともに、医療的ケア児等を一時的に預かる環境を整備していく必要がある。

日常生活における支援

■短期入所サービス拡大促進事業

【 19,424千円】

- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)による短期入所の利用日数に応じて事業所へ補助する市町村への助成(政令市を除く)

○補助率: 1/2

<短期入所の利用>

補助基準額	
・医療型: 1人1日の利用につき	10,000円
・福祉型: 1人1日の利用につき	7,900円
<緊急時の受入れの場合>	
・医療型・福祉型: 1人1回の利用につき	7,000円

■短期入所事業所開設等支援事業

【 4,000千円】

①短期入所事業所分

- ・医療的ケア児等を受け入れようとする短期入所事業所(当該事業所を新たに設置しようとする者を含む)に対し、施設改修(小規模修繕に限る)に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 2,000千円

②障害児通所支援事業所分【新規】

【 2,000千円】

- ・医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援サービスを開始・拡充する事業所に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 1,000千円

専門人材の育成と確保

■医療的ケア児等支援者養成事業

①医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業 【 1,556千円】

- ・医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)や事業所等で直接支援する者を養成(法定研修)

②医療的ケア児等コーディネーター・資質向上研修 【 400千円】

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修を実施

③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業 【 275千円】

- ・医療的ケアに従事する看護職員等の資質向上を図るため、現場における実習を実施

④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 【 425千円】

- ・障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講(1号・2号研修に限る)に要する経費の補助

医療的ケア児等の健やかな成長を図るとともに、その家族の負担を軽減

